

# 文化庁の 海外における著作権保護の推進

1. 令和2年度の実施について
2. これまでの主な取組

- 国内外における著作権保護の実効性を高めるため、①著作権制度の整備、②権利執行の強化、③普及啓発に係る取組を実施。
- 国際的なルールづくりの推進のため、国際条約に関する議論に積極的に参画。

## 著作権制度の整備

2年度予算額：66百万円（66百万円）

アジア・太平洋地域の途上国における著作権制度整備支援  
(アジア地域著作権制度普及促進事業)

<具体的な取組>

- ◆ 著作権制度に関する現地セミナーの開催
- ◆ 著作権に関する国際会議の開催
- ◆ 制度整備支援のための訪日研修の実施 等



国際的なルールづくりへの参画  
(著作権に関する国際的な課題への対応)

<具体的な取組>

- ◆ 経済連携協定等の交渉への参画
- ◆ WIPO放送条約に関する議論への参画 等

## 海賊版対策事業

### 権利執行の強化

2年度予算額：61百万円（65百万円）

政府間協議を通じた働きかけ、侵害発生国の人材育成支援による環境整備の推進

<具体的な取組>

- ◆ 政府間協議における取締強化等の要請
- ◆ コンテンツ真贋判定セミナー（取締機関職員対象）の実施
- ◆ 海外における著作権侵害対策ハンドブックの作成 等

### 普及啓発

2年度予算額：54百万円（38百万円）

著作権侵害の防止に向けた普及啓発活動  
(侵害発生国政府、国内権利者等と連携して実施)

<具体的な取組>

- ◆ 著作権普及啓発教材の開発
- ◆ 著作権啓発イベントの実施
- ◆ 海賊版に対する意識啓発動画作成
- ◆ Youtube広告等による広報 等



国内外における著作権侵害の抑制  
我が国権利者による権利行使の推進

➔ 正規流通のさらなる促進

# 1. 令和2年度の取組について ①著作権制度の整備

## ◆アジア地域著作権制度普及促進事業（APACEプログラム）

WIPO（世界知的所有権機関）に信託基金を拠出し、WIPOとの協力の下、アジア・太平洋地域の途上国における著作権制度の整備や国際条約への加盟及びそれを担う人材の育成を支援。1993年から実施。令和2年度の主な事業は以下のとおり。

### 2020-2021事業

事業名	開催地/日程	概要
地域会合	東京（P） 来年度に持ち越し	アジア・太平洋地域における著作権と著作隣接権に関する会合、シンポジウム、ワークショップなどを実施するもの。
東京特別研修プログラム	東京 未定	途上国の著作権当局職員を対象とした著作権の保護（エンフォースメント含む）に関する研修。
集中管理団体実務研修	東京 来年度に持ち越し	途上国政府の著作権担当職員、集中管理団体職員を対象とした、著作権の集中管理制度に関する研修。
著作権に関する専門家派遣 →サブリージョナル会合に変更	南アジア対象 8月27日 オンライン	各国の著作権制度の整備や進捗に関する情報を共有する会合。バングラディッシュ、ブータン、インド、パキスタン、スリランカが参加。
著作権に関する専門家派遣 →サブリージョナル会合に変更	ASEAN対象 10月5日 オンライン	各国の著作権制度の整備や進捗に関する情報を共有する会合。ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムが参加。
著作権に関する専門家派遣 (アドバイザリーミッション)	ベトナム 来年度に持ち越し	途上国の著作権制度及び集中管理制度の整備について助言を行うための専門家派遣。
著作権に関する専門家派遣 (アドバイザリーミッション)	南太平洋 未定	途上国の著作権制度及び集中管理制度の整備について助言を行うための専門家派遣。
翻訳事業		途上国の要請に基づき条約等の現地語への翻訳を実施。ミャンマー語（ベルン条約、ローマ条約、WCT、WPPT）について翻訳中。

# 1. 令和2年度の取組について ②権利執行の強化

## ◆二国間協力

著作権に関する二国間覚書に基づき、定期協議及び協力事業を実施。

相手国	開催地/日程	概要
中国	来年に延期	中国国家版權局との間で、日中著作権協議及び日中著作権セミナーを開催し、著作権侵害対策の強化に向けた協力要請を行うと共に、両国の著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を実施するもの。
韓国	オンライン開催 12月10日予定	韓国文化体育観光部との間で、日韓著作権協議及び日韓著作権フォーラムを開催。
ベトナム	未定	ベトナム文化・スポーツ・観光省からの要請に基づき、著作権担当職員の訪日研修を実施するもの。

## ◆トレーニングセミナー

相手国政府と協力し、税関、警察、裁判所職員等の侵害対策に係る能力開発を目的として、我が国のコンテンツに係る真贋判定セミナーを実施。

### 日程/開催地

10月22日 香港 (オンライン開催)	11月11日 マレーシア (オンライン開催)
11月上旬 タイ (オンライン開催)	中国、台湾、インドネシア、ベトナムについて調整中。

## ◆権利行使の支援事業（調査研究事業）

「インターネット上の著作権侵害対策ハンドブッカー米国・ベトナム」を作成。

# 1. 令和2年度の取組について ③普及啓発

## ◆著作権普及啓発イベントの実施

侵害発生国政府と協力し、著作権の普及啓発イベントを実施。

相手国	開催地/日程	概要
マレーシア	オンライン 7月18-19日	マレーシア知的財産公社（MyIPO）と共同で「JAPAN EXPO MALAYSIA 2020」（オンライン開催）において、著作権啓発動画の配信や普及啓発資料を掲載したほか、著作権意識調査（アンケート）、著作権クイズを実施。
タイ	バンコク 9月30日-10月11日	「Book Expo Thailand 2020」において著作権意識調査や普及啓発グッズの配布を実施。
ベトナム インドネシア		相手国政府と開催方法などを調整中。

## ◆著作権普及啓発教材の開発協力

普及啓発動画「Copyright with Bun-chan」のマレーシア、タイ、インドネシア向けバージョンの作成。

## ◆著作権普及啓発ツールの作成

「ハローキティ」を著作権広報大使に任命。  
普及啓発動画・リーフレットを作成。  
啓発ツールとして、ポスターやトートバッグ、シール等の作成。



著作権広報大使任命式 2020年7月29日

## 2. 海外における著作権保護の推進 これまでの主な取組

### ① 著作権制度の整備

#### ➤ アジア地域著作権制度普及促進事業（APACEプログラム）

WIPOに、平成5年度から毎年継続的に信託基金を拠出し、WIPOとの協力の下、アジア太平洋地域の途上国における著作権法の整備と条約への加盟促進、著作権侵害に対する取締の強化及び著作権管理団体の育成等を支援。

地域会合	アジア・太平洋地域における著作権に関する共通課題を検討する会合、シンポジウム等 H5年度から実施。サブリージョナル会合を含み36回開催（うち東京開催4回）。
東京特別研修プログラム	途上国の著作権当局職員、執行機関（税関、警察、裁判所等）職員等を対象とした、著作権の保護（エンフォースメント含む）に関する訪日研修 H6年度から毎年実施。26回開催。
集中管理団体実務研修	途上国の政府職員や集中管理団体の職員を対象とした、著作権の集中管理制度に関する訪日研修 H12から毎年実施。20回開催。
著作権に関する専門家派遣	途上国の著作権制度及び集中管理制度の整備について、助言を行うための専門家派遣 H11年度から実施。
ナショナルセミナー	途上国における著作権制度の普及・充実のための、特定国を対象としたセミナー H12から毎年実施。
その他	WIPO資料の翻訳・途上国への提供、条約加盟促進のためのWIPOへのスタディビジット等

## 2. 海外における著作権保護の推進 これまでの主な取組

### ② 権利行使の支援

#### ➤ 政府間協議

我が国コンテンツの侵害の多い中国、韓国等の著作権担当部局と定期的に政府間協議を実施し、適切な法整備及び運用、取締強化等を要請。

H14～	日中著作権協議の開始、日中経済パートナーシップ協議に参加、日台貿易経済会議に参加
H17～23	米欧との連携事業の実施
H18～	日韓著作権協議の開始
H21～	日中知的財産ワーキンググループに参加
H21	「日本国文化庁と中国国家版權局との著作権及び著作隣接権に係る戦略的協力に関する覚書」締結
H23	「日本国文部科学省と大韓民国文化体育観光部との著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書」締結
H26	「日本国文部科学省とベトナム社会主義共和国文化・スポーツ・観光省との著作権及び著作隣接権に係る協力に関する覚書」締結

#### ➤ 侵害発生国の政府職員等を対象とした研修

侵害発生国の著作権当局職員を対象とした訪日研修、税関等取締機関職員等を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナー等を実施。

H19～	トレーニングセミナー（真贋判定セミナー）の開始 ・ H19から中国を中心に毎年約7都市で開催。 ・ H25から東南アジアに開催都市を拡大。
H27～	ベトナム著作権局職員の訪日研修受入れ
H28	マレーシア知財公社（MyIPO）職員の訪日研修の実施

## 2. 海外における著作権保護の推進 これまでの主な取組

### ② 権利行使の支援

➤ 我が国企業等の海外における権利行使の支援

侵害発生国の法制度及び取締の実態等の調査、我が国の権利者が海外で権利執行する際に役立つハンドブックの作成、権利者向けセミナー等を実施。

#### 【主なハンドブック等】

「著作権侵害対策ハンドブック」

台湾（H16）、中国（H17）、韓国（H18）、ヨーロッパ（イタリア共和国）（H19）、中国2（H20）、台湾2（H22）、タイ（H23）

「インターネット上の著作権侵害対策ハンドブック」

欧州編（H21）、米国・韓国・インドネシア（H27）

「海外における著作権侵害等に関する実態調査」

中国（H24）、タイ（H25）、インドネシア（H26）、ベトナム（H27）、マレーシア（H28）

「海外における著作権に基づく権利行使事例集」（H30）

## 2. 海外における著作権保護の推進 これまでの主な取組

### ③ 普及啓発

侵害発生国等における海賊版対策のため、国内外の政府関係機関や権利者団体等と連携し、著作権普及啓発教材の共同開発、侵害発生国の一般消費者を対象とした普及啓発イベント等を実施。

H16～19	「Asian Copyright Handbook」の作成とハンドブックを利用したセミナーの開催（中国、ミャンマー、ベトナム、インドネシア、モンゴル、バングラディッシュ）
H25～29	侵害発生国における著作権普及啓発のためのネットワーク・プラットフォーム形成支援事業（インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア） <ul style="list-style-type: none"><li>・国内関係者間の関係構築</li><li>・侵害発生国関係者との関係構築</li><li>・侵害発生国における著作権普及啓発セミナー等の実施</li><li>・著作権普及啓発教材の現地語への翻訳</li></ul>
H30～	著作権保護・普及啓発ネットワーク・プラットフォーム（ウェブサイト）の運用開始
H30～	ネットワークを活用した著作権普及啓発（インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム） <ul style="list-style-type: none"><li>・ASEAN諸国との間で構築したネットワークを活用し、相手国政府等と協力して著作権普及啓発教材の作成や普及啓発イベントを実施。</li></ul>